

神戸地方裁判所委員会（第27回）議事概要

1 日時

平成26年7月10日（木）午後3時から午後5時まで

2 場所

神戸地方裁判所第1会議室

3 出席者

（委員）

麻田光広，池澤憲司，梶川龍彦，杉本直己，瀬川均，高野伸，玉森たりほ，陳來幸，中邨清一，南部真知子，野口勝久，野崎弘，野原神川，増田耕兒，村田泰男（五十音順，敬称略）

（関係機関からの出席者）

神戸市配偶者暴力相談支援センター長 藤田幸俊（敬称略）

（オブザーバー）

稲葉重子，鈴木幸男，原田宗輔，高次秀幸，保田光博，宮木由理子，坂田雄一

（庶務）

藤田敏之，笹井卓，新津隆弘，小切俊昭，荒谷智一，安達正広，松田栄司，長野香織

4 議事（◎は委員長，○は委員の発言。●は関係機関，▲は裁判所からの説明）

(1) 委員の交替（退任委員及び新任委員の紹介）

退任委員として，平成26年2月9日付け退任の安井宏委員，同月23日付け退任の清原桂子委員，同年3月31日付け退任の仁田裕也委員，同年4月1日付け退任の中浜宏章委員及び細井正広委員，同年5月21日付け退任の牧田隆行委員，新任委員として，同年2月10日付け就任の陳來幸委員，同月24日付け就任の梶川龍彦委員，同年4月1日付け就任の野口勝久委員及び増田耕兒

委員，同年5月22日付け就任の池澤憲司委員及び中邨清一委員の紹介があった。

(2) DV防止法に基づく保護命令制度について（鈴木幸男裁判官）

保護命令制度の概要，裁判所における手続の流れ，事件の処理状況（件数，結果），保護命令の種類とその内容，保護命令制度の特徴，保護命令の申立権者，保護命令の要件，手続を運営する上での留意点及び関係機関との連携について説明があった。

(3) 神戸市配偶者暴力相談支援センターにおける支援の概要について（神戸市配偶者暴力相談支援センター藤田幸俊センター長）

神戸市配偶者暴力相談支援センターにおける支援内容，相談件数，被害者が裁判所へ保護命令申立てをするに当たっての支援等について，説明があった。

(4) 裁判所職員による保護命令事件の模擬審尋

保護命令事件の，申立てから発令までの手続（申立人審尋，相手方審尋，保護命令の発令及び相手方と書記官とのやり取り）について，模擬審尋を行った。

(5) DV防止法に基づく保護命令制度についての意見交換

○ 保護命令に対する有効性はどれくらいあるのか。世間では殺人事件に至るものも報道されているので，本当に執着していたら，裁判所の命令の有効性がどれだけあるのだろうかと思う。命令が出たうち，どれだけの割合の人が素直に退去して反省しているのか。

また，悪質な場合を考えると，命令の有効性を保つためには，違反に対する罰則が軽すぎるのではないかと思う。懲役何年などという形で，被害者から引き離すことが必要ではないか。ただし，夫婦関係なので，妻の側も，暴力がなければよりを戻してもよいと考えているから，この程度になっているのだろうかとも思う。

▲ 兵庫県内では，昨年1年間で保護命令の申立てがあった140件のうち，

8割程度、100件超については申立てが認容されている状況である。また、兵庫県内で保護命令違反で検挙された事案は年間数件であると聞いている。よって、相手方は、保護命令に対してはおおむね従っているのではないかと受け止めている。

◎ 今の検挙というのは、保護命令が出るとそれが警察に連絡され、違反があれば検挙されるという仕組みになっていて、その中での検挙数ということか。

▲ そう思う。

◎ どれくらい遵守されているかについて、神戸市配偶者暴力相談支援センター（以下、「支援センター」という。）での感触はどうか。

● 罰則もあるし、警察が、加害者本人に注意するなど、ある程度関与しているのではないかと思う。

▲ 保護命令が発令された時は、警察に連絡している。警察は、連絡があれば、できる範囲で、加害者本人を警察署に呼んで、誓約書を書かせるということを実行しているとのことである。その際、違反すれば検挙されることも説明していると思う。これらのことも効果があるのではないかと思う。

また、保護命令の相手方になる人は、今回の配偶者への暴力で初めて刑事事件になっている人もいるが、それもなく、前科前歴が全くない人も多く、家庭以外においては社会生活を普通にしている人が多いので、裁判沙汰になった、警察に呼ばれて注意されたということが、相当の抑止力になっていると見ている。

○ 逮捕された人は、それで収まっているのか。逮捕された後、またよりを戻して再び暴力を振るったというような事件はないのか。極端な例を新聞などで見るが、一度逮捕したらその後近付かないようにきちんとできるのか、心配に思う。全体的な有効性については理解したが、極端な例についての有効性についてはどうか。

- ▲ 極端な人については、制度として対応しきれない事件も出てきていると思う。接近禁止の申立てがあっても命令が出て、申立人の方で許してあげようということで、取り下げるという例もある。取り下げたら、暴力が再発してまた申し立てたというケースもあるので、全てが対応できているとはいえないかもしれないが、大方の事件には対応できているのではないかと考えている。
- 支援センターでは、平成25年には、相談総件数が2,400件くらいあり、裁判所の書面提出請求に回答したのが25件であるので、保護命令申立てまで至らないで、電話相談だけで済んだということか。
- 支援センターの支援内容として最初は電話相談があり、そこから面接相談などに至る。また、住民基本台帳の閲覧を制限するためなどの証明書発行のために、やり取りすることもある。重複してやり取りすることもあるので、相談件数は多くなる。相談件数の中には、本人からの相談以外に、区役所など関係行政機関からの相談もある。
- 命令の期間は6か月ということだが、その期間が過ぎた後に、また同じ人から申請が出る実数はどうか。
- ▲ 6か月が経過した後、新たな暴力等がなくても、更なる身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる事情があるときは、再度の申立てをして、認められるケースもある。神戸地裁本庁では、平成21年は42件中7件、22年は44件中2件、23年は30件中3件、24年は50件中10件、25年は42件中5件が再度の申立てである。
- 模擬審尋でもそうであったように、基本的には、強い男性、弱い女性を前提としていると思うが、最近では、追い掛けられる男性、殴られる男性など、逆もあるのではないかと思う。法律はそれを前提としているのか。また、現

実の件数はどうか。保護制度の周知の仕方として、「弱い女性を救う」という意味のみ前面に出すぎているのはいかがなものか。

▲ 妻が申立人であることが多いが、申立人が夫の例もあり、私も神戸で1件経験したことがある。数は少ないが実例はある。

○ 理由はどうあれ暴力又は暴力的言動があれば認容されるということだが、却下になっているものは、その部分が確認できなかったということか。

▲ 暴力は過去にあるということがほとんどである。一番問題となるのは、更なる暴力により重大な危害を受けるおそれがあるかということである。暴力があったのは大分昔のことで、その間一緒に生活をしているが何も起きていないというような場合には、更なる暴力のおそれがあるかないかというところで、要件が認められないことがある。

○ 一、二回の暴力では、命令は出しにくいということか。

▲ どういう状況で暴力が振るわれたかということによる。突発的に何か重大問題が起きて暴力が始まり、その問題がなかなか解決しないという状況であれば、暴力が始まったのは間近であっても、今後も続く可能性があるかもしれない。暴力の経緯が、更なる暴力に発展するかの要素になると思う。

○ 私自身は、事件を担当していないが、担当している弁護士に最近の実情を聞いた。診断書や写真など、裁判所に暴行を認定してもらうための証拠を取っていない人がいる。そうすると、申立てをしても相手方が暴力を否定すると、命令を出してもらえない可能性がある。その辺りを悩んで、慎重に申立ての判断をしている。刑事処分の判断につながるので、よほどはっきりした証拠がないと、代理人として相談を受けた時に、申立てがしにくいということである。

○ 模擬審尋のモデル記録では、中身がきれいに整っていて、証拠もあるが、裁判所の受付では記載例などを置いて、本人はそれを見て書いているのか。

▲ 本人が書きやすいように、申立書のひな型を渡している。また、「申立書の書き方について」という案内文書も付けている。窓口でも、申立書記載についての教示をしている。ただ、モデル記録のようなサンプル的なものは、配布していない。

○ 私は仕事の関係で実際のDV事件を調べる機会があった。模擬審尋のように相手方があっさり暴行の事実を認めるならスムーズにいくだろうが、実際には、けがの写真や診断書を添えて申立てがあった場合でも、「彼女は転んだかほかの誰かに暴行を受けたか分からないが、私には一切覚えがない。」と、トラブルがあった事実そのものを完全に否認する場合もある。そのような場合、けがと相手方の暴行行為の因果関係を、短い審尋の中でどのように認定するのか。

また、家庭内暴力は、被害者が加害者の支配下に置かれ、加害行為が密室の中で恒常的に行われて、それがいつどういう形で暴発するか分からないという点で、極めて深刻だと思う。スッとひいてくれる相手ならこの制度で対応できるかもしれないが、メディアが伝えているような、凶悪事件に発展する、一番救わなければいけない、生命に及ぶ危険が差し迫っているような人に対して、保護命令制度がどこまで実効性を保てるのかと疑問に思う。そういう時に、差し迫った危険のあるDV被害者に対する無料の法律相談や、一報を入れたら弁護士が警察や裁判所、サポートセンターへの連絡を含めてガードに入るようなリーガルサポートは存在するのか。

◎ まず、事実を否定する場合、裁判所の事実認定が短時間にできるのか、実際にどのようにやっているのかということについてはどうか。

▲ けがの証拠があっても自分の暴行によるものではないと否定されることは、まれにある。そのような場合、相手方がけがの発生に直面してどう対応したか、どう認識しているか、どういう状況でけがが発生したと考えるのかなど、

周辺事情を丹念に聞いて、けがが相手方とは関係ない状況下で発生したのか、相手方との何らかの関係で発生したかを追求していき、けがと相手方の暴力との因果関係があるとの心証が取れば、相手方の暴力によるけがと認定することになると思う。このような場合、通常より多少の時間は掛かるが心証は取れているのが実情である。

- ◎ 先ほど申立人審尋の中で、裁判官は申立人に「夫は暴力を否定するでしょうかね。」と聞いていたが、否定するかどうか見当がつくものか。見当がつけば、申立人から細かく事情を聞いておいて、後で相手方審尋の時に、相手方に細かく聞いてみるということがあると思う。

民事訴訟法では、対質というものがあって、二人に同時に「これについては、どうですか。」と聞いていけば大体分かってくるということがある。保護命令事件では対質をしないので、事実認定の難しさもあるのかと思うが、どうか。

- ▲ 意外に、完全に否認する人は少なく、多数回殴られたと主張する申立書に対して1回しか殴っていないなどと弁解するほうが多いように思う。同居していてこれだけのけがをしているのに全く知らないと言っていると、これは非常に不自然だということで、ある程度心証が取れる場合が多く、心証が取りにくいものは少ない。心証が取れなければ、すぐに決定せずに、もう1回申立人に事情を聞くということも、まれにある。

- 本人が納得せずに不服申立てをするケースは、これまで実際にあったか。
- ▲ 保護命令に対し、不服申立て（即時抗告）をするケースは僅かながらある。
- ◎ リーガルサポートについてはどうか。
- 兵庫県警に、110番通報登録制度という、事前に登録しておいて、110番通報があった場合に迅速な対応を図る制度があると聞いている。また、兵庫県警にはストーカーDV対策室があり、対策強化に努めていると聞いて

いる。

住民票の閲覧制限や、健康保険の被扶養者から外すなど、所在地を知られないようにするための方法もある。

ただし、相手が執拗に迫る場合に100パーセント防げるかという点、難しいところはあると思う。

- 市や県の相談センターは、弁護士会又は弁護士と契約しており、弁護士がそこに定期的に相談に行っている。そこに連絡があるとすぐに相談内容が弁護士に伝わってきて対処できるシステムになっている。相談センターは、兵庫県と神戸市にあるが、順次広がってきており、県下の主だった市にはほとんどあり、そういう所で相談に入ってくれば、弁護士などにつながる率が非常に高くなっていると聞いている。

それから、先ほど話に出たように、今の居場所を知られたくないということが非常に多いようである。被害者は、逃げ出してシェルターなどにいる状態で手続が始まることが多い。申立てがあると申立書などが裁判所から相手方に送られるが、その時に居場所が相手方に知られないように裁判所が非常に注意してくれていると聞いている。

ただ、このような手続をすると怖いので、相手方に居場所が知られることを恐れて手続をせずにひたすら逃げ回る人も結構いるとも聞いている。

- 神戸市には、外国人同士又は一方が外国人である夫婦も多い。日本語が不自由な外国人に対する対応はどうなっているのか。通訳が配されるのか、又は外国人コミュニティが関わったりしているのか。

また、今配られている支援センターのパンフレットには市や県による外国人の生活相談のための電話番号も載っているが、どこかに言ったら全てやってくれるようなワンストップサービスのようなものができているのか。

- ▲ 過去に通訳が必要な事件はあり、現在も1件係属中である。母国語の通訳

人を、裁判所が選任して対応している。

- 支援センターでは、去年は、10件ほどあった。神戸国際コミュニティセンターと連携しており、通訳派遣についての相談に乗ってもらっている。

また、今配っているパンフレットも、数か国語で作っている。

- 普通の裁判だと事実認定が重要だが、この手続は暴力に対する緊急避難的な要素が大きいのので、普通だと「疑わしきは罰せず。」だが、「疑わしきは罰す。」みたいな感じで、事実認定は置いておいて、とりあえず暴力から避難したいという部分を優先するという発想が根底にあるように感じた。

却下したから逆に相手方がヒートアップしたり、暴力を繰り返して再度申立てがされるケースはあるか。

- ◎ 保護が重要だから事実認定を緩くして、心証が低い状態で発令するということはあるか。

- ▲ あくまでも証明はされないといけないと思っている。迅速にやらなければいけないという条文があり、迅速性ゆえに解明度が低いということがあるかもしれないが、暴力があったという証明はなければいけないということで運用されていると思う。

却下後の状況は分からないが、再申立てがあったという記憶はない。

- ▲ 却下されたから、また後で再申立てをしたというケースは把握していない。

- ▲ 子供や親族への接近禁止命令には本人への接近禁止命令の要件に加えて独自の要件があるが、その要件を満たしていないのに申立てをしようとする人がいる。その時に、受付の対応としては、明らかに却下になるだろうという事案であれば、「申立てには挙がっているので、相手にその申立てをしたということは伝わってしまう。その上で却下されれば、何か副次的な被害が親族や子供にあるかもしれない。」という説明をして、申立人の判断に任せるが、要件が必要なことを述べて、申立書から外してもらうという、事前の抑

止的な受付事務をすることもある。

5 次回の議題

委員長が「裁判員制度について」を議題としたい旨の提案をしたところ、各委員から異論はなかった。

6 次回期日

平成27年2月9日（月）